

# 社会福祉法人・春生会 重要事項説明書(小規模多機能型居宅介護“希望楽苑”)

2025.4

あなたに対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 春生会
(2) 法人所在地	宮崎市大字本郷南方5
(3) 連絡先	T E L 0985-55-2000 F A X 0985-56-5020
(4) 代表者氏名	理事長 児玉 邦彦
(5) 設立年月日	昭和62年3月16日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の目的

介護保険法並びに老人福祉法に従い、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

### (2) 事業所の運営方針

利用者がその有する能力に応じ、利用者の居宅において自立した生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、又はサービス拠点に通っていただき、若しくは短期間宿泊していただき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。その拠点でのサービスは、家庭的で、かつ地域住民との交流を大切にしたものとします。

### (3) 事業所の内容

事業所の種類	指定小規模多機能型居宅介護事業 (指定番号 宮崎市指定第4590100220号)
事業所の名称	希望楽苑
事業所の所在地	宮崎市大字郡司分乙1590番地1
電話番号	0985-55-2001 FAX番号 0985-56-2056
管理者氏名	後藤 富士子
開設年月日	平成19年11月1日
営業日	年中無休
営業時間	24時間 (但し、通所は午前9時より午後4時)
通常の事業の実施地域	宮崎市内
登録、利用定員	登録定員 29名 通所サービス定員 18名 (1日につき) 宿泊サービス定員 6名 (1日につき)

## 3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

・管理者	1名 (常勤1名、兼務)
・介護支援専門員	1名 (常勤1名、兼務)
・看護職員	1名 (介護従事者と兼務)
・介護従事者	5名以上

## 4. 事業所が提供するサービス、利用料金、ご利用の変更・追加・中止

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「小規模多機能型居宅介護計画」を作成し、通所、宿泊、訪問のサービスを組合せて提供いたします。この『小規模多機能型居宅計画』の内容を利用者及びその家族に説明します。

当事業所が提供するサービスについて、

- ①利用料金が介護保険から給付される部分があります。
- ②利用料金の全額を利用者に負担いただく部分があります。

## (1) 介護保険の給付対象となるサービス

〈宿泊・通所サービスの概要〉

### ①食事

- ・当事業所では、同一法人が運営するくどみ児友園の管理栄養士の指導の下、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の身体状況などにあわせて食事の支援をさせていただきます。

### ②入浴

ご利用者の身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を支援する為、ご利用者の意向に応じて、入浴または清拭の機会を設けます。

(ご利用者の体調により、変更・中止となる場合があります。)

### ③排泄

ご利用者の状態に合わせた排泄の介助を行います。

### ④健康チェック

ご利用者の全身状態の把握を行います。（血圧・脈拍・体温測定等）

### ⑤機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施し利用者の活性化を図ります。

### ⑥送迎

身体の状態、地理的条件等により送迎を必要とする方については、小型車により送迎を行います。

### ⑦その他自立への支援

寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈訪問サービスの概要〉

1) 身体介助

2) 生活援助

〈サービス利用料金〉

介護保険が適用される場合は、別表 1 の料金の金額をお支払い下さい。

介護保険が適用されない場合は全額（10割）お支払いいただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者のご負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

### ①食費（食材料費及び調理費）

1食あたり (朝食) 420円

(昼食) 640円

(夕食) 590円

当日、何らかの理由で食事をされなかった場合でも食費をいただくことがあります。ご了承ください。

上記、食費の他、特別な食事の提供を行った場合は実費負担していただきます。

### ②滞在費（宿泊サービスご利用時）

滞在費は、居室料と水道光熱費相当の合計額とし、次に掲げる金額となります。ただし、滞在費については、事業年度に見直し、変更することがあります。

1日あたり 1,800円

### ③上記の他、日常生活上通常必要なものであって、ご利用者に負担していただくことが適当と認められるものについては、実費用等を負担していただくことがあります。（オムツ代等）

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1カ月分をまとめて請求させていただきますので、次のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払い方法は次のとおりです。

①現金払い・・毎月10日までに前月のサービスの利用料を請求いたしますので請求書受領後7日以内にお支払いください。（月～金曜（祝祭日を除く）の8：30～17：30までにお越しください）

②金融機関口座からの自動引き落とし（要手続き）

毎月10日までに前月のサービスの利用料の明細をお渡しし、毎月20日を引き落とし日にしています。

※宮崎県内に本支店のある金融機関

#### (4) 利用の変更・追加

利用者の希望により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を変更、又は、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者に申し出てください。介護支援専門員が相談させていただきます。サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者および家族等の希望する期間サービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を利用者および家族等に提示して協議させていただきます。

#### (5) 利用の中止

利用予定期間の前に、利用者の希望により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止することができます。この場合にはキャンセル料はいただきませんが、利用予定日の前日までに申し出てください。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、当日の申し出でも結構です。利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

### 5. サービス利用に関する留意事項

#### (1) 持ち込みの制限

宿泊、通いサービスの利用にあたり、次のものは原則として持ち込むことができません。

- ・ 副薬や可燃性の強い油等の危険物。
- ・ ペット類、刃物類。

#### (2) 施設・設備の使用上の注意

- ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意に、又はわざかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ 宿泊サービスの利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ・ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (3) 喫煙

所定の喫煙場所でお願いいたします。

### 6. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、当法人各対応マニュアル（別紙）により、宮崎市、市福祉事務所、主治医、救急隊、家族、希望楽苑協力病院機関等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

#### <協力医療機関>

名 称	山内ファミリークリニック
住 所	宮崎市本郷南方3988
電話番号	0985-55-2288
名 称	青山歯科医院
住 所	宮崎市本郷南方2040-6
電話番号	0985-56-2337
名 称	県立特別養護老人ホームみやざき荘
住 所	宮崎市田吉4977-374
電話番号	0985-56-2510

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合にはこの限りではありません。

### 7. 非常災害対策

非常災害 その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関連機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、利用者及び従業者等の訓練を行います。

### 8. 運営推進会議の設置

小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるための運営推進会議を設置しています。

構成：利用者、利用者の家族、地域住民代表、宮崎市職員又は、地域包括支援センター職員、又は、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：2ヶ月に1回以上

会議録：会議の内容、評価、要望、助言等についての記録を作成します。

## 9. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

担当 サービス計画作成担当者 中萬 裕美

電話 0985-55-2001

受付時間 午前 8時30分～午後5時30分

午前 8時30分から午後5時30分の間は担当者がおりますが、それ以外の場合でも受付しております。担当者に連絡して担当者から折り返し連絡いたします。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

宮崎市役所

所在地	〒880-8505 宮崎市橘通西1-1-1
介護保険課	電話番号 0985-21-1777 FAX 0985-31-6337
	受付時間 午前8:30～午後5:15

国民健康保険団体連合会

所在地	〒880-8581 宮崎市下原町231-1
電話番号	0985-35-5111 FAX 0985-25-0260
受付時間	午前8:30～午後5:15

宮崎県社会福祉協議会

所在地	〒880-8515 宮崎市原町2-22 県福祉総合センター内
電話番号	0985-22-3145 FAX 0985-27-9003
受付時間	午前8:30～午後5:15

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 所在地 宮崎市大字郡司分乙1590-1  
名称 社会福祉法人・春生会 希望楽苑

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始及び利用料の徴収に関して同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄)

)

<別表1>

○介護保険給付サービス料金 ※負担割合が1割の場合。

介護度	基本料金	利用者負担金
要介護1	104,580円／月	10,458円／月
要介護2	153,700円／月	15,370円／月
要介護3	223,590円／月	22,359円／月
要介護4	246,770円／月	24,677円／月
要介護5	272,090円／月	27,209円／月

※介護保険負担割合証に準ずる。

○共通 ※負担割合が1割の場合。

項目	基本料金	負担額	備考
初期加算	300／1日	30／1日	新規登録もしくは30日以上の入院後の再利用
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	7,500／月	750／月	看護師を除く介護福祉士が50%以上
認知症加算(Ⅱ)	8,900／月	890／月	日常生活自立度Ⅲ以上
認知症加算(Ⅳ)	4,600／月	460／月	要介護2・日常生活自立度Ⅱ
看護職員配置加算(Ⅰ)	9,000／月	900／月	専従の看護師を1名以上配置
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	12,000／月	1,200／月	・隨時、介護計画の見直しを行う ・利用者の地域における多様な活動を確保
科学的介護推進体制加算	400／月	40／月	
待遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬額×10.2%	介護報酬額に より異なる	利用月の介護報酬額の10.2%
特定待遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬額×1.5%	介護報酬額に より異なる	利用月の介護報酬額の1.5%
ベースアップ等支援加算	介護報酬額×1.7%	介護報酬額に より異なる	利用月の介護報酬額の1.7%

※介護保険負担割合証に準ずる。

待遇改善加算(Ⅰ) …サービス単位数の10.2%

特定待遇改善加算(Ⅰ) …サービス単位数の1.5%

ベースアップ等支援加算…サービス単位数の1.7%

上記3つの介護職員加算については、R6年6月より下記のとおり1本化されます。

介護職員待遇改善加算(Ⅰ) …サービス単位数の14.9%

対象者のみ 認知症加算

○滞在費及び食費等の料金

項目	負担額	備考
宿泊費	1,800円／日	
朝 食	420円／日	
昼 食	640円／日	おやつ代込み
夕 食	590円／日	
おむつ代	実費	

\*上記のほか当施設ご利用中に、理髪代等介護保険給付外のサービスをご利用いただいた場合は別途料金になりますのでご注意下さい。

\*ご不明な点または、ご理解いただけない点等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

希望楽苑 TEL 0985-55-2001

# 社会福祉法人・春生会 重 要 事 項 説 明 書(介護予防小規模多機能型居宅介護“希望楽苑”)

2025.4

あなたに対する介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 春生会
(2) 法人所在地	宮崎市大字本郷南方5
(3) 連絡先	T E L 0985-55-2000 F A X 0985-56-5020
(4) 代表者氏名	理事長 児玉 邦彦
(5) 設立年月日	昭和62年3月16日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の目的

介護保険法並びに老人福祉法に従い、要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

### (2) 事業所の運営方針

利用者がその有する能力に応じ、利用者の居宅において自立した生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、又はサービス拠点に通っていただき、若しくは短期間宿泊していただき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。その拠点でのサービスは、家庭的で、かつ地域住民との交流を大切にしたものとします。

### (3) 事業所の内容

事業所の種類 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 (指定番号 宮崎市指定第4590100220号)

事業所の名称 希望楽苑

事業所の所在地 宮崎市大字郡司分乙1590番地1

電話番号 0985-55-2001 FAX番号 0985-56-2056

管理者氏名 後藤 富士子

開設年月日 平成19年11月1日

営業日 年中無休

営業時間 24時間 (但し、通所は午前9時より午後4時)

通常の事業の実施地域 宮崎市内

登録、利用定員 登録定員 29名

通所サービス定員 18名 (1日につき)

宿泊サービス定員 6名 (1日につき)

## 3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- ・管理者 1名 (常勤1名、兼務)
- ・介護支援専門員 1名 (常勤1名、兼務)
- ・看護職員 1名 (介護従事者と兼務)
- ・介護従事者 5名以上

## 4. 事業所が提供するサービス、利用料金、ご利用の変更・追加・中止

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」を作成し、通所、宿泊、訪問のサービスを組合せて提供いたします。この『介護予防小規模多機能型居宅計画』の内容を利用者及びその家族に説明します。

当事業所が提供するサービスについて、

- ①利用料金が介護保険から給付される部分があります。
- ②利用料金の全額を利用者に負担いただく部分があります。

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

<宿泊・通所サービスの概要>

## ①食事

- ・当事業所では、同一法人が運営するくどみ児友園の管理栄養士の指導の下、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の身体状況などにあわせて食事の支援をさせていただきます。

## ②入浴

ご利用者の身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を支援する為、ご利用者の意向に応じて、入浴または清拭の機会を設けます。

(ご利用者の体調により、変更・中止となる場合があります。)

## ③排泄

ご利用者の状態に合わせた排泄の介助を行います。

## ④健康チェック

ご利用者の全身状態の把握を行います。（血圧・脈拍・体温測定等）

## ⑤機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施し利用者の活性化を図ります。

## ⑥送迎

身体の状態、地理的条件等により送迎を必要とする方については、小型車により送迎を行います。

## ⑦その他自立への支援

寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

### 〈訪問サービスの概要〉

1) 身体介助

2) 生活援助

### 〈サービス利用料金〉

介護保険が適用される場合は、別表 1 の料金の金額をお支払い下さい。

介護保険が適用されない場合は全額（10割）お支払いいただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

#### （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者のご負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ①食費（食材料費及び調理費）

1 食あたり	（朝食）	420円
	（昼食）	640円
	（夕食）	590円

当日、何らかの理由で食事をされなかった場合でも食費をいただくことがあります。ご了承ください。

上記、食費の他、特別な食事の提供を行った場合は実費負担していただきます。

#### ②滞在費（宿泊サービスご利用時）

滞在費は、居室料と水道光熱費相当の合計額とし、次に掲げる金額となります。ただし、滞在費については、事業年度に見直し、変更することがあります。

1日あたり 1,800円

#### ③上記の他、日常生活上通常必要なものであって、ご利用者に負担していただくことが適當と認められるものについては、実費用等を負担していただくことがあります。（オムツ代等）

#### （3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1カ月分をまとめて請求させていただきますので、次のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払い方法は次のとおりです。

①現金払い・・毎月10日までに前月のサービスの利用料を請求いたしますので請求書受領後7日以内にお支払いください。（月～金曜（祝祭日を除く）の8：30～17：30までにお越しください）

②金融機関口座からの自動引き落とし（要手続き）

毎月10日までに前月のサービスの利用料の明細をお渡しし、毎月20日を引き落とし日にしています。

※宮崎県内に本支店のある金融機関

#### （4）利用の変更・追加

利用者の希望により、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を変更、又は、新たなサービスの利用を追

加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者に申し出てください。介護支援専門員が相談させていただきます。サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者および家族等の希望する期間サービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を利用者および家族等に提示して協議させていただきます。

#### (5) 利用の中止

利用予定期間の前に、利用者の希望により、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止することができます。この場合にはキャンセル料はいただきませんが、利用予定日の前日までに申し出てください。

ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、当日の申し出でも結構です。

利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

### 5. サービス利用に関する留意事項

#### (1) 持ち込みの制限

宿泊、通いサービスの利用にあたり、次のものは原則として持ち込むことができません。

- ・劇薬や可燃性の強い油等の危険物。
- ・ペット類、刃物類。

#### (2) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわざかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・宿泊サービスの利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (3) 喫煙

所定の喫煙場所でお願いいたします。

### 6. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、当法人各対応マニュアル（別紙）により、宮崎市、市福祉事務所、主治医、救急隊、家族、希望楽苑協力病院機関等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

＜協力医療機関＞

名 称	山内ファミリークリニック
住 所	宮崎市本郷南方3988
電話番号	0985-55-2288
名 称	青山歯科医院
住 所	宮崎市本郷南方2040-6
電話番号	0985-56-2337
名 称	県立特別養護老人ホームみやざき荘
住 所	宮崎市田吉4977-374
電話番号	0985-56-2510

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合にはこの限りではありません。

### 7. 非常災害対策

非常災害 その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関連機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、利用者及び従業者等の訓練を行います。

### 8. 運営推進会議の設置

介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるための運営推進会議を設置しています。

構成：利用者、利用者の家族、地域住民代表、宮崎市職員又は、地域包括支援センター職員、又は、介護予防小規模

多機能型居宅介護について知見を有する者等  
開催：2ヶ月に1回以上  
会議録：会議の内容、評価、要望、助言等についての記録を作成します。

## 9. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

担当 サービス計画作成担当者 中萬 裕美

電話 0985-55-2001

受付時間 午前 8時30分～午後5時30分

午前 8時30分から午後5時30分の間は担当者がおりますが、それ以外の場合でも受付しております。担当者に連絡して担当者から折り返し連絡いたします。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

宮崎市役所

所在地	〒880-8505 宮崎市橋通西1-1-1
介護保険担当課 電話番号	0985-21-1777 FAX 0985-31-6337
受付時間	午前8:30～午後5:15

国民健康保険団体連合会

所在地	〒880-8581 宮崎市下原町231-1
電話番号	0985-35-5111 FAX 0985-25-0260
受付時間	午前8:30～午後5:15

宮崎県社会福祉協議会

所在地	〒880-8515 宮崎市原町2-22 県福祉総合センター内
電話番号	0985-22-3145 FAX 0985-27-9003
受付時間	午前8:30～午後5:15

指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 所在地 宮崎市大字都市分乙1590-1  
名称 社会福祉法人・春生会 希望楽苑

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始及び利用料の徴収に関して同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄 )

<別表1>

○介護保険給付サービス料金 ※負担割合が1割の場合。

介護度	基本料金	利用者負担金
要支援1	34,500円／月	3,450円／月
要支援2	69,720円／月	6,972円／月

※介護保険負担割合証に準ずる。

○共通 ※負担割合が1割の場合。

項目	基本料金	負担額	備考
初期加算	300／1日	30／1日	新規登録もしくは30日以上の入院後の再利用
サービス提供体制強化加算(I)	7,500／月	750／月	看護師を除く介護福祉士が50%以上
総合マネジメント体制強化加算(I)	12,000／月	1,200／月	・隨時、介護計画の見直しを行う ・利用者の地域における多様な活動を確保
科学的介護推進体制加算	400／月	40／月	
処遇改善加算(I)	介護報酬額×10.2%	介護報酬額に より異なる	利用月の介護報酬額の10.2%
特定処遇改善加算(I)	介護報酬額×1.5%	介護報酬額に より異なる	利用月の介護報酬額の1.5%
ベースアップ等支援加算	介護報酬額×1.7%	介護報酬額に より異なる	利用月の介護報酬額の1.7%

※介護保険負担割合証に準ずる。

処遇改善加算(I) ……サービス単位数の10.2%

特定処遇改善加算(I) ……サービス単位数の1.5%

ベースアップ等支援加算…サービス単位数の1.7%

上記3つの介護職員加算については、R6年6月より下記のとおり1本化されます。

介護職員処遇改善加算(I) ……サービス単位数の14.9%

○滞在費及び食費等の料金

項目	負担額	備考
宿泊費	1,800円／日	
朝食	420円／日	
昼食	640円／日	おやつ代込み
夕食	590円／日	
おむつ代	実費	

\*上記のほか当施設ご利用中に、理髪代等介護保険給付外のサービスをご利用いただいた場合は別途料金になりますのでご注意下さい。

\*ご不明な点または、ご理解いただけない点等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

希望楽苑 TEL 0985-55-2001